

料 金 表

(1)浮棧橋、物揚場及び陸置場（ディンキー型ヨットの陸置場を除く）使用料

単 位	区分	使用料【艇長(m)】						
		5m未満	5m以上～6m未満	6m以上～7m未満	7m以上～8m未満	8m以上～9m未満	9m以上～10m未満	10m以上～
1月未満 1艇1日につき	陸置	380円	460円	560円	640円	740円	780円	780円に10mを超える1mまでごとに65円を加算した額
	海上係留	450円	530円	630円	730円	840円	910円	910円に10mを超える1mまでごとに92円を加算した額
1月以上 1年未満 1艇1月につき	陸置	7,130円	9,220円	11,130円	12,790円	14,700円	15,620円	15,620円に10mを超える1mまでごとに1,312円を加算した額
	海上係留	9,040円	10,690円	12,600円	14,260円	16,910円	18,190円	18,190円に10mを超える1mまでごとに1,837円を加算した額
1年間 1艇につき	陸置	79,490円	96,850円	116,920円	134,280円	154,350円	164,000円	164,000円に10mを超える1mまでごとに13,781円を加算した額
	海上係留	94,920円	112,290円	132,350円	149,720円	177,500円	191,010円	191,010円に10mを超える1mまでごとに19,293円を加算した額
マリーナ施設使用料		浮棧橋・陸置場使用料とは別に上記金額10%のマリーナ施設使用料がかかります						

(宮古島市港湾施設管理条例より) ※税抜

(2)ディンキー型ヨットの陸置場使用料

単 位	使用料【艇長(m)】		
	3m未満	3m以上～5m未満	5m以上～
1月未満 1艇1月につき	180円	260円	370円
1月以上1年未満 1艇1月につき	1,840円	2,570円	3,680円
1年間 1艇につき	18,380円	25,730円	36,750円

備 考

- 1 使用料は前納とし、既納の使用料の還付はしない。(宮古島市港湾施設管理条例参照)
- 2 艇庫の利用の許可にかかるヨット又はモーターボートの出航又は陸揚げの準備のため浮棧橋、物揚場又は陸揚げ場を一時的に利用する場合は、浮棧橋、物揚場及び陸揚げ場使用料は徴収しない。
- 3 「ディンキー型ヨット」とは、居住設備及びエンジンを持たないヨットをいう。
- 4 「艇長」とは、登録証の艇長をいう。
(申請者は、共有者がいる場合は共有代表者、法人の場合は法人代表者)